

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	1970年万博後に各国から吹田市に寄贈された73点の保管、保存、利活用状況を教えてください。	<p>吹田市で開催された万国博覧会を永久に記念するために、外国館のうち、イギリス、カナダ、ニュージーランド、インドなど10か国から73点の展示品の寄贈を受けました。</p> <p>約50年あまり経つ2025年に、日本の大阪で二度目の万国博覧会が開催されることは、不思議な縁を感じます。</p> <p>EXPO70が吹田市で“人類の進歩と調和”をテーマに開催された事を、当時見学に行かれた年代の方々に思い起こしていただき、そして当時開催された万国博を知らない世代や後世に伝えていく事が、万博公園や太陽の塔が有る吹田市の役目だと考えます。</p> <p>Q1;当時、各国から寄贈を受けた展示品の保管、保存、利活用状況を教えてください。</p> <p>Q2;後藤 圭二市長さまへ。EXPO2025の参加で来日される国の中で「1970年万博の地を訪ねたい…」と吹田市に申し出があった時は、どのような対応をされるのでしょうか？。もし上記の国の方との対応の中で寄贈品について話題になった時、吹田市の寄贈後の対応に感動された場合は日本および吹田市のイメージアップになります。</p>	<p>Q1について</p> <p>中央図書館には、ニュージーランドから寄贈を受けた2点を移設しております。図書館1階フロアには、ロイ・コワン作の壁画彫刻「太平洋」、屋外にW・R・アレン作のステンレスレリーフを展示しており、市民の方に自由に御覧いただいております。</p> <p>(担当:中央図書館)</p> <p>当時、各国から寄贈を受けた展示品の保管、保存、利活用状況について、寄贈品のうち7点(人形6点、笠1点(寄贈国不明))を吹田市立博物館の常設展示室にて、当時の市報すいたの記事等と併せて展示しています。</p> <p>(担当:文化財保護課)</p> <p>Q2について</p> <p>具体的な対応方法等については検討をしておりますが、海外から視察に来られた際等の対応(懇談・市内の案内など)と同様の対応となると存じます。</p> <p>また、70年万博当時に寄贈された展示品等については、その保存・利活用状況などを踏まえ、2025大阪・関西万博にむけてどのような利活用ができるのか等、研究してまいります。</p> <p>(担当:シティプロモーション推進室)</p>	シティプロモーション推進室、中央図書館、文化財保護課	R5.1.18	R5.2.1
2	ヤングケアラーのポスターについて	<p>障害福祉室近くの出入りに貼ってありますが、あれは貼らない方がいいのでは？私は2021年入院し退院後の生活について市役所にご相談させていただきましたところ「お子さん おいくつですか？高校生？だったら出来るじゃないーい ご主人もお元気なんですよ？ご家族に頑張ってもらいましょう！！」って平気で言われましたよ。ヤングケアラーは国の方針です。障害者は家族と同居するとサービスが受けられないため生活保護を受けて家族と別居しサービスを受けると言うことを自立生活センターがしている事も知らないのですか？</p> <p>常々思っていますが、そんなだから役人は…って言われるんですよ。何にも知らず座ってたら給与も貰えてクビにもならないか知りませんが、あの様なポスターを貼るのは吹田市は違います。</p> <p>私は家族に頑張ってもらいましょうって言われましたから。その辺はどの様に考えてやっているのか疑問です。</p> <p>あと、市長も恥ずかしげもなく 正月にお子さんとバラエティーか何かに出て、そんな事より市政を真面目に行ってください。我が家の高校生が呆れていましたよ。</p> <p>ジャルジャルが何もせんと…って。吹田は年々悪くなってると思います。</p>	<p>障がい福祉サービスの利用について</p> <p>障がい福祉サービスの利用につきましては、本人の心身状況や支援の必要度、支援者の有無等を勘案して、必要なサービスの決定を行います。</p> <p>居宅介護支援につきましては、本人に必要な範囲についてサービス提供するものであり、御家族に対する支援は実施しないことから、御家族の状況を確認し障がい福祉サービスの利用について御案内しております。</p> <p>(担当:障がい福祉室)</p> <p>ヤングケアラーのポスター掲示について</p> <p>ヤングケアラーについては、厚生労働省が令和4年度(2022年度)から3年間を認知度向上のための集中取組期間としており、本市でも広く周知することを目的として、ヤングケアラーのポスターを市役所本庁舎の定められた場所及び市内の各施設に掲示しております。</p> <p>(担当:家庭児童相談室)</p>	家庭児童相談室、障がい福祉室	R5.1.20	R5.2.1

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	申請書等の証明書印欄の削除	<p>申請書等の押印について見直しを行いました  <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018811/1019052/1019068/1008166.html">https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018811/1019052/1019068/1008166.html</a>                      とありますが、申請書の証明書欄における「印」の記載削除を希望します。</p> <p>印の記載があることにより、市民が印を必須であると誤認し、押印がない場合、証明書発行機関と無駄なやり取りをしてしまう可能性があります。詳細は、障がい福祉室とのやりとりをご確認ください。</p> <p>以下の対応を希望します。</p> <p>1、行政経営部 企画財政室における全庁的な調査および回答                      本意見が妥当な場合、全庁的な調査及び公表をお願いします。                      「印」の記載を継続することが妥当な場合、その根拠をご教示ください。                      いち個人としてホームページ上に公表されているすべての申請書の不備を確認する時間は確保できません。</p> <p>2、障がい福祉室の対応経緯及び今後の方針の回答                      本件について、障がい福祉室へ連絡をしてから1か月以上放置されており、再送してからも1週間以上返信がありません。                      なぜ、対応が遅いのか、なぜ、回答がないのか、ご教示ください。</p>	<p>1について                      申請書等につきまして、御意見いただきありがとうございます。                      手続の見直しにより押印を不要とした場合、申請書等の様式を変更することが原則と考えております。                      市民の皆様に分かりやすいものとなりますよう、ホームページに掲載している申請書等のうち、押印を不要とするなどの見直しを行った申請書等につきましては、見直し内容が様式に反映されているか、担当所管において確認を行うよう全庁的に周知徹底いたします。                      (担当:企画財政室)</p> <p>2について                      回答が遅くなり深くお詫び申し上げます。                      回答が遅れた経緯につきましては、12月19日に頂きましたメール内容は市政に対する御指摘と受けとめ、回答の必要性について担当職員が認識していなかったため、遅延してしまったものでございます。大変申し訳ございませんでした。その職員には市民からの問い合わせには真摯に対応するよう指導致しました。                      御指摘頂いた医療機関の罹患証明欄の「印」を削除し、ホームページの様式も修正を行い掲載しております。                      (担当:障がい福祉室)</p>	企画財政室、障がい福祉室	R5.1.26	R5.2.3

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	保育園入園について	<p>令和5年度の保育園入園に関してです。                      判断の元にする点数である勤続年数ですが、私は派遣社員として3年以上勤めています。                      本来であれば勤続年数3年で+1点の加点があると思いますが、「派遣社員」ということで、加点が付かないと判断されました。                      同一勤務先(派遣先)で3年以上働けば加点がつく。と言われましたが、派遣というのは派遣法3年ルールというものが、「同一の事業所の同一の部署において、同じ派遣社員の派遣を受けることは、原則として最大3年までとする」というルールがあります。                      そのため、派遣社員が同一勤務先(派遣先)で3年以上勤務し、加点を貰うことは不可能です。                      私が雇われているのは派遣元です。                      派遣元の会社に所属し、派遣元の会社からお給料をもらい、派遣元の会社で育児休業をとっています。                      それなのに派遣先の勤続年数で判断され、加点がなされないというのは不公平雇用形態に差別をつけ、保育園に入らず、育児休暇が終われば派遣元との契約も終了し、「無職」になります。                      早急に改善し、派遣社員等で差別せず判断して頂き、基準を見直すこと、再度加点される家庭を確認し、加点されることを強く求めます。</p>	<p>働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況、また皆様からの様々なご意見を参考にしながら令和2年度の基準より雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指数差を廃止し、就労日数及び時間による指数としました。                      一方で、従来、吹田市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を設けました。また、昨今の経済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望される世帯によって様々な事情がありますので、指数差が出やすくなるように検討してきた結果となっております。                      利用調整基準につきましては、その年の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する場合がございます。令和5年4月1日からの利用調整基準は変更ございません。今回いただいたご意見は、次の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいります。</p>	保育幼稚園室	R5.1.31	R5.2.6

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	千里中央駅前喫煙所閉鎖のお願い	千里中央駅前の喫煙所を閉鎖願います。 副流煙で市民や歩行者が非常に困っています。受動喫煙で健康被害も受けています。 パン屋のがみのすぐ近くにある喫煙所です。人が多い場所に喫煙所など不要です。感染も助長します。 喫煙所があってもあるきたバコも吸殻ポイ捨ても減りません。市内路上全面禁煙にしてください。よろしく願い申し上げます。	本件は、豊中市に係る事案ですので、豊中市へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.2.6	R5.2.6
6	市営住宅の件です	市営住宅のことで教えていただきたいのですが、吹田市の市営住宅の募集は定期的にあるのでしょうか？(毎月、または奇数月等、決まっていますでしょうか？)	市営住宅は年2回、6月と12月(各月とも概ね1日～15日)に入居者の募集を行っています。 募集の際は、市報でお知らせしたうえで、市役所、各出張所、各サービスコーナーに募集案内書類を設置いたします。 また、募集期間中は吹田市市営住宅管理センターのサイトからの電子申請も可能です。(URL: <a href="https://suita-shiei.com">https://suita-shiei.com</a> ) その他不明な点がありましたら、吹田市市営住宅管理センター(TEL:06-6170-9926)までお問合せください。	住宅政策室	R5.2.6	R5.2.7
7	市民の声を削除	市民の声(匿名でない)公表を希望して公表された意見や要望を、市役所側がそれを送った本人に確認することなく削除することはありますか？ もしあるなら、その決まりを教えてください。	お問合せいただいた件につきまして、吹田市民の声の公表に関する基準に基づき、回答を作成した担当室課が公表について決定しており、公表後に担当室課の決定に変更が生じた場合は、申出人に確認することなく非公表として削除することはございます。	市民総務室	R5.1.25	R5.2.8
8	道路に紙切れ散乱	裁断機にかけた小さい紙切れが散乱しています。 場所は、岸部北5丁目、ぎんなん通りの両側の歩道沿い全域です。 9-4の住宅へ入る細い道にも散乱しています。 たぶん9日、木曜日の可燃ごみ回収時に回収車から散乱したものだと思います。 以前から44番の七尾マンションのごみ集積場前でときどき散乱します。今回は5丁目全体に広がっています。 回収車に注意してください。 ゴミをだす住民に対しても、袋から出ないように注意を促してください。 『市報すいた』で広報する必要がありませんか。	ご指摘いただきました件につきまして、該当地区の収集委託業者へはシュレッダーごみの収集時は飛散しないよう注意して収集するように指導いたしました。 また、七尾マンションのごみについては管理会社へシュレッダーごみの排出方法を指導し、入居者に対し周知していただくようお願いいたしました。 市民の皆様への周知方法につきましては、ご指摘いただいた「市報すいた」も含め今後検討してまいります。	事業課	R5.2.3	R5.2.10
9	北公園 犬のノーリードについて	北公園での犬のノーリード！最近一段とひどくなりまるで無料ドッグランです。飼い主のマナーの問題ですので役所に言うのは違う気もしますが、特に夕方！うちの子は他人に迷惑かけないから！ではありません、こんな方々がいる限り犬飼いはマナー悪いとレッテルをはられるほうのみにもなっていただきたいのですが… 咬まれた！ノーリード犬に！な話をここ2ヶ月で3度聞いてます。北公園！犬散歩禁止でいいと思いますよ。対処は看板のみで、ノーリード飼い主が鼻で笑っているのみの飾りにすぎません なんとかしてください！！	令和5年2月9日(木)の17時頃から18時頃に、吹田警察生活安全課の刑事2名と共に千里北公園を巡回し、犬の散歩者に散歩マナーの啓発を行いました。 この巡回で、ノーリード状態の犬と散歩していた方に、口頭指導を行いました。 その他複数名の散歩者に聞き取りをしたところ、散歩者は16時に多いとの情報を得ました。 相談者に上記のことを報告し、再度巡回を行うことを伝えました。 (後日、再度巡回し、ノーリード状態の犬と散歩していた方に文書指導を行い、他の方々に啓発パンフレットを配布しました。)	衛生管理課	R5.2.6	R5.2.10

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	「インフルエンザが3年ぶりの流行」の報道があり、吹田市は市民・関連事業所への注意喚起の周知が必要。	<p>厚生省は昨年12月28日に「インフルエンザが流行期に入った」と発表、大阪府は1月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づき市町村に要請。2月2日のメディアは「本格的なインフル流行に警鐘が」「入院患者(第3週)のうち、9歳以下の子供たちが5割。60歳以上の高齢者が3割を占める」…の報道。</p> <p>吹田市では小中学校での6つの学級閉鎖。⇒速やかに市民ならびに保育園・幼稚園・学校・高齢者施設などへの情報提供、注意喚起が必要。</p> <p>【NAT'Sの状況】</p> <p>[西宮市]: 第4週(1月23日～1月29日)のインフルエンザ定点当たりの報告数が13.21となり、「注意報レベル」となりました。(注意報の目安となる値は10)</p> <p>[尼崎市]: 感染症発生動向調査における第4週(1月23日～1月29日)のインフルエンザ定点当たりの報告数が32.27となり、警報の目安となる30を超えたことから、令和5年2月1日、「インフルエンザ警報」を発令。</p> <p>[豊中市]: 令和5年1月23日～1月29日におけるインフルエンザの定点あたりの報告数(※)は21.31で、「注意報レベル」「注意報レベル」(定点あたりの報告数10.00)を超えました。</p> <p>⇒添付画像参照 *豊中市は、HPに感染者の推移グラフ(令和元年度-対比)を早くから掲載されています。</p> <p>[吹田市]: 大阪府下では、警報レベル(定点あたりの報告数30.00)を超えている地域がある…の情報がありますが、豊中市に隣接する吹田市のHPではインフルエンザの感染情報が有りません。</p> <p>⇒吹田市は「安心安全のまちづくり宣言」を2008年にされて、宣言の名に恥じないような取組をお願いします。</p> <p>Q1: 吹田市では、インフルエンザ感染症に対する、条例・行動基準は有りますか?。有れば、その内容に則った発信を要望。</p> <p>Q2: 吹田市のインフルエンザ定点当たりの報告対象の機関数および報告数(令和5年1月23日～1月29日)を教えてください。</p> <p>Q3: 学校伝染病にかかった時のルールについて、吹田市HPの「学校等の保健管理等」のサイトには、コロナについての記載は有りますが、インフルエンザについての記載は有りません。学級閉鎖などについてのルールは有りますか?。</p> <p>※マスク着用について、報道では「インフルエンザの主な感染経路は接触・飛沫感染のため着用によって感染を防ぐ効果がある」との事ですが、一方でコロナ対応では政府は「今後マスク着用を個人の判断にゆだねることを基本」?…の発言もあり、吹田市のコロナ対応のマスク着用については、インフルエンザとの整合性を考えた発信をお願いします。</p> <p>※吹田市の広報、危機管理室に供覧願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q1について 当市ではインフルエンザ感染症に対する条例及び行動基準はありません。 インフルエンザ感染症に関しては、ホームページで注意喚起を行います。 (担当: 地域保健課)</p> <p>Q2について 当保健所管内のインフルエンザ定点の報告医療機関数は13機関で、令和5年1月23日から1月29日(2023年第4週)の報告数は114件でした。 (担当: 地域保健課)</p> <p>Q3について インフルエンザの学級閉鎖の基準については、「当該学級においてインフルエンザ様症状を呈する者が15%以上発生していること」としており、学校長が学校医と相談の上、決定しています。学年閉鎖については、学級閉鎖が同日に同一学年内で複数学級発生し、当該学年で半数以上にまたがっている場合、必要に応じ学校長、学校医、教育委員会で協議を行い決定しています。休業期間は基準を満たした日を起点とし、4日間としています。学級閉鎖等が発生した場合、各関係機関に情報提供を行っております。インフルエンザを含め、その他の感染症の出席停止、臨時休業の基準について、ホームページへの掲載を検討していきます。 (担当: 保健給食室)</p>	地域保健課、保健給食室	R5.2.6	R5.2.10
11	吹田市のマークの件です	<p>仕事の関係で吹田市に今年春頃に転居予定なのですが、HPを見ていて気になったのが、吹田市のマークは小鳥(野鳥)でしょうか?(現在大阪市に住んでおり、自然が少ないため、自然や野鳥に親しみを感ず、休日だけ吹田市や箕面市に出かけており、吹田市のマークが気になっていました)</p>	<p>本市に御関心をお寄せいただき、ありがとうございます。 お問い合わせいただいた吹田市の市章について回答いたします。 吹田市の市章は「吹」と「田」の字を組み合わせてシンボル化したものです。 「吹」は平和のシンボルであるハトをかたちどり、円内の交差する4本の線は「田」を表しています。 周囲は花卉で、まちが美しく発展することを願ったものです。</p>	法制室	R5.2.6	R5.2.10
12	北千里駅周辺での違法喫煙について	<p>1月30日16時15分頃北千里駅の医療ビル横のいつも自転車置いてあるスペース(通り抜け禁止のところ)で青い服を着た若い男が喫煙していた。 ここは路上喫煙禁止なはずだ。 この場所は以前にも喫煙事案があった場所だ。 それに役所は相変わらず指導員活動の参考にしますばかりで進展しない。 市報にもあったが吹田市ではスモークフリー(禁止)吹田と掲げて三次喫煙の深刻さを訴えている。 このままでは違法喫煙が野放しになる現状だ。全国では強盗が頻発し治安もどんどん悪化している。 市側としても新たな対策をお願いします。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の市道につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.1.30	R5.2.13

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	「岸部中一丁目61番25の建築許可手続きについて(6)」	<p>(1)11/16の市の回答は、私が市長より回答頂くようお願いしたもので、市長名の鏡を付けて回答されていたので市長が回答して下さったと思っていました。そのことを確かめる質疑をしたところ、1/25の市の回答で、吹田市文書管理規程を用いて市長名で発したということです。なぜ、11/16の市の回答の時点でそのことを言わなかったのですか？そんなことは私が無知なだけで、市民の常識という認識ですか？しかも、その後の私の質問では「市長が回答頂いた…」というように市長が回答頂いていると認識した文章で質問しているにもかかわらず、その認識を市は訂正していません。私が誤認していることを、市役所内であざ笑っていたのでしょうか。返答された市の職員の方に聞きますが、逆の立場でそのような対応を受けたら、悔しくないですか？私はとても残念です。私なら1/25の回答に誤解を招いたことへの謝罪の文面を入れた後に説明の文面を入れます。この対応に謝罪する気はありますか？</p> <p>(2)この件に関わらず、市長ご本人に意見を申し上げたり相談したりするには、どのような方法がありますか？ご指導・ご助言頂けますか？</p> <p>(3)市の私への回答の「事業区域外駐車場の場所は、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本としておりますが、協議の結果、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しております。」はこれまでの市の私への回答を踏まえておらず正確でないです。 「事業区域外駐車場の場所は、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本とし、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しておりますが、事業者の配慮により可能な限り200mに近い場所の駐車場を周辺住民に残しておきたい場合は、その意向を尊重して計画地からの距離の制限を撤廃し任意の場所に駐車場を確保することで許可しております。」この内容で良いですか？間違えがあればその部分をご指摘ください。</p> <p>(4)以前の回答(11/16の市長名の回答)で「竣工後の敷地外駐車場の運用状況については、特に基準等を設けていない為、その時々々の利用状況等に合わせて事業者により対応するものと考えます。」という回答があります。市も事業者も検査が終われば、後は事業者が駐車場を解約することを前提に、ななああで事を進めているように伺えます。だから、私が再三指摘しても、700mも離れたマンション住民が駐車場を借りに行こうと思わない遠方で、実際に借りられることのない空き駐車場ができて市は知ったことじゃないと、許可したのでしょうか。私は市は無責任な対応をしていると思います。大阪弁護士会に確認したところ、間違った認識のため再質問します。検査済証受領後に駐車場契約を解約された場合は、駐車場附置義務に違反していることになります。市は、是正措置(建築基準法9条1項)として駐車場の契約を締結するよう命じることができません。また、市民は是正措置を執るよう市に求めることができます(行政手続法36条の3第1項)。市も大阪弁護士会の解釈で良いですか？</p>	<p>(1)について 1月25日付の回答につきましては、吹田市文書管理規程の説明の前に、〇〇様への配慮が不足しており、申し訳ございませんでした。 なお、1月25日付の回答にごさいますように、〇〇様に対するこれまでの回答につきましては、吹田市としての回答であることに相違ございません。 (担当:市民総務室)</p> <p>(2)について 市長に対する御意見や御相談につきましては、市政に対する御意見等として、各担当当局にてお伺いすることとしております。 (担当:市民総務室)</p> <p>(3)について 吹田市では、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本とし、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しております。本件については、「市民の方より提出された意見書の指摘事項に配慮し、周辺住民の方々に駐車場を残しておきたい」との事業者の意向を尊重して許可しております。 (担当:総務交通室)</p> <p>(4)について 区域外駐車施設について、開発工事完了後においても、引き続き確保していたことが望ましいですが、吹田市開発事業の手続等に関する条例第47条において、開発事業完了後に区域外駐車施設を継続して確保する等の決まりはないため、開発事業完了後に駐車場契約を解約したとしても、市は駐車場契約を締結するようは是正措置を命じることができません。駐車場の管理については、その時々々の利用状況に合わせて事業者により対応するものと考えます。 (担当:総務交通室)</p>	市民総務室、総務交通室	R5.2.2	R5.2.13
14	岸辺駅北口歩道橋の路上生活者	<p>岸辺駅北口歩道橋に半年くらい前より、ホームレスの方が滞在されております。使用禁止のコーンが設置されているにも関わらずそれを避けて荷物を広げて傘などで困っておられます。先日それを注意する男性と口論になっているところを見かけました。 治安もよくクリーンなイメージの岸辺駅北口周辺には似つかわしくなく、毎日JRを利用する身としてとても不愉快です。 こちらの方に注意いただいて、退去頂くと共に路上生活者に本来の目的外に利用されないよう市として仕組み作りをして頂けませんでしょうか。何卒よろしくお祈いします。</p>	<p>御連絡ありがとうございます。 令和5年2月6日に吹田市役所に送信いただいたメールに関して、吹田市福祉部生活福祉室困窮担当より回答させていただきます。 今回、メールにあった岸辺駅の路上生活者はおそらく、高齢の女性のことかと思われます。 この女性に対しては、定期的に巡回対応しており、その都度、行政でできる支援について説明を行っているところですが、御本人が支援を受け入れず、今に至っているところです。 引き続き、御本人へは行政による支援を受け入れるよう説得に努めて参りますので、御理解いただきますようよろしくお祈いします。</p>	生活福祉室	R5.2.6	R5.2.13

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15 小学生の冬の体操着について	<p>小学校のグラウンド横を通りがかったところ、体育の授業中のようにでしたが、生徒たちは長袖のシャツと半ズボンのみで授業を行っていました。</p> <p>当日の気温は5℃ですので、さすがに寒すぎるのではないのでしょうか？大人だったら絶対にありえない光景です。</p> <p>動きやすい範囲で子供達も防寒しても良いのではないのでしょうか？寒さで体が動きにくくなることでのケガも心配です。</p> <p>全国的にもブラック校則が問題化されニュースになっていますので、意味のない我慢だけのルールは改善していった方がいいと思います。</p> <p>女の子は生理も始まりますので、単純に体を冷やすのは良くないです。ご検討願います。</p>	<p>体育授業時の服装について、教育委員会による指定はございませんが、各校において運動のしやすさや発汗性を考慮し、半袖・ハーフパンツの体操服が広く採用されております。冬季には、多くの小学校において手袋やトレーナー等防寒着の着用を認めております。</p> <p>お知らせいただいた当該校における授業内容等は確認できておりませんが、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、各校のきまりや慣習の見直しも含めた改善に向け、教育委員会として指導・助言してまいります。</p>	学校教育室	R5.1.31	R5.2.14
16 吹田市民の皆さんへ	<p>人権とは誰もが人間として生きていく為のもっとも大事な権利です。</p> <p>吹田市では、そのもっとも大事な人権を無視され、プライバシーの侵害にも繋がっています。大人もいじめにあっています。これまで沢山の子ども達がいじめにあい保護者の方も辛い日々を過ごされた事と思います。自分もいじめを吹田で初めて経験し、どれだけ子供達が辛かったか涙、初めてその気持ちを理解出来ました涙、集団でいじめて皆ですれば怖くないですか？？</p> <p>面白いですか？楽しいですか？吹田では大人もいじめにあう事を伝えていきたいです。</p>	<p>本市では、人権課題を解決するため、講演会やパネル展の開催、法務局や教育委員会と協力して「人権教室」を開催するなど、様々な啓発活動を行っています。</p> <p>また、人権擁護委員と協力して人権相談を行っています。</p> <p>引き続き、市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまちをめざしてまいります。</p>	人権政策室	R5.2.1	R5.2.15
17 ねむの木公園	<p>最近歩き始めた息子と小学生の息子と日曜日の午後ねむの木公園に遊びにいきました。</p> <p>高校生くらいの男子10数人くらいでサッカーをしていてぶつかると怖いので公園の端の方で遊んでいました。</p> <p>すぐく端にいるのに自分達だけしかいないかのように端から端まで走ってきて小さい子がいる真横でボールを蹴っていました。</p> <p>自転車の練習をしにきた他の家族連れも諦めて端におられました。</p> <p>高校生くらいの男子があそべるところはすくないと思いますが最近の日曜日午後は毎回そのグループのため諦めてかえります。</p> <p>ねむの木の広場は広いので半分くらいに仕切りをしたり何か大きい子と小さい子がそれぞれ楽しく遊べるようにならないか願っています。</p>	<p>公園は自由利用で、お互いに譲り合って使っていただくのが原則ですが、公園の使い方は、年齢や趣味嗜好によって様々であり、どのようにすれば小さな子供から大人まで、それぞれが楽しく利用できるのが課題となっています。</p> <p>ニュータウンは公園の量的には恵まれていることから、ひとつの公園の中で棲み分けるのも一つの手ではありますが、地域で大きな公園と小さな公園(遊園)で棲み分けるのも一つの手であり、今後検討が必要と考えています。</p>	公園みどり室	R5.2.6	R5.2.15

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
18	吹田市民の皆さんへ	吹田市役所に行くとき警備の方に監視を受け、吹田市役所職員さんにも私が行く事をスマホで知らされており、位置情報を把握されます。市民の皆様、吹田では市民を守るのではなく、GPSで市民を監視し何を目的とされているのでしょうか。人権やプライバシー侵害を無視し人間が生きていく最も大事な事を考える事を忘れる自治体になってしまっています。重大いじめを発生させてしまった街で、また大きないじめを発生させてしまっています。	本市では、人権課題を解決するため、講演会やパネル展の開催、法務局や教育委員会と協力して「人権教室」を開催するなど、様々な啓発活動を行っています。 また、人権擁護委員と協力して人権相談を行っています。 引き続き、市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまちをめざしてまいります。	人権政策室	R5.2.2	R5.2.16
19	ガンバ大阪情報について	Jリーグの無料招待キャンペーンが始まりました。 <a href="https://www.jleague.jp/special/seasonopening/2023/">https://www.jleague.jp/special/seasonopening/2023/</a> 多くの市民にスタジアム観戦して欲しいです。ホームページ等で情報発信して欲しいです。	ホームページ等における情報発信につきましては、市をあげて応援しているガンバ大阪の試合や国際試合の周知、ガンバ大阪市民応援デー等のガンバ大阪が企画するイベント等に限り掲載させていただいております。	文化スポーツ推進室	R5.2.9	R5.2.17
20	吹田市の小規模工事(老朽インフラ補修工事、道路補修工事、水道管更新工事)こそ、性能発注方式が最適です。	令和4年12月7日のNHK「おはよう日本」では、老朽インフラ点検で早急な補修が必要と判断された後、自治体の財政難や人材不足により、5年を超えても未補修のままの橋やトンネルが全国に7千箇所ありと報道されました。建設後50年超の老朽橋の割合が現在の約3割から10年後には約6割に倍増することや、老朽インフラ対策は特に小規模の自治体で予算や人員が足りないため十分に進んでいないと国土交通省が認識していることも報道されました。 しかし、自治体の人材不足解消の見込みは無いため、自治体の補修工事発注業務を効率化しない限り、未補修のままの老朽インフラは増加の一途を辿ります。それゆえ、老朽インフラ対策で喫緊の課題は、補修工事発注業務の効率化です。 ところで、自治体の老朽インフラ補修工事は、道路補修工事や水道管更新工事と同じ仕様発注方式で実施されています。仕様発注方式とは、詳細仕様を確定させた工事仕様書を準備して積算で予定価格を策定した上で施工を発注する方式であり、自治体には多大な発注業務負担がかかっています。そこで、性能発注方式に切り替えれば、自治体の発注業務負担を数分の1にできます。性能発注方式は、要求条件を示す要求水準書を準備して見積書の機軸査定で予定価格を策定した上で設計と施工を一括発注するからです。自治体の発注業務負担について、水道管更新工事の不適合発注事業を例として次に記載致します。 大阪市水道局では、仕様発注方式に起因する水道管更新工事の不適合発注事業が令和元年に発生しました。平成24年から29年に大阪市水道局が発注した千件余りの水道管更新工事の9割強(五百社近い業者が関与)で、工事仕様書の指定と異なる安価な埋戻し材料が使用されていました。仕様発注方式での工事完遂に欠かせない「発注者側による監督」が、殆ど行われていませんでした。業務多忙が原因です。大阪市水道局では、年間約70kmの水道管更新工事の発注業務に190人の専任職員がいますが、仕様発注方式では、工事場所ごとに詳細な施工図面を作成して緻密な積算で予定価格を策定するため、発注前の業務に多大な努力を要するからです。このような仕様発注方式を用いてきた結果、大阪市水道局では、道路の耐久性を今更調することも困難な状況を抱いてしまいました。 この問題の根本的解決策は、性能発注方式への切替です。性能発注方式では、監督の徹底を含めて、従前の数分の1の職員で対応できます。なぜならば、性能発注方式では、場所を覚えて同種工事を繰り返す場合には、要求水準書は、要求条件に係る文言の一部修正と現場の写真・見取図の差替で迅速的確に作成できるからです。予定価格も、複数の受注希望業者(設計と施工のいずれの業者でもOK)から徴収した見積書の査定により、迅速的確に策定できるからです。つまり、性能発注方式は、自治体の小規模工事(老朽インフラ補修工事、道路補修工事、水道管更新工事)に最適と言えます。 ところが、全国の殆どの自治体は、性能発注方式を忌避してしまっています。 自治体では、性能発注方式の活用に向けて、設計・施工一括発注方式(性能発注方式)実施要綱・要領の整備が20年以上前から全国的に進められています。しかし、どの実施要綱・要領でも、性能発注方式の対象工事を技術的に高難度な工事(これでは、自治体の小規模工事は全て性能発注方式の対象外となります)としているため、どの自治体でも性能発注方式の活用は不発のままです。加えて、どの自治体でも、地域内小規模業者の受注機会確保の観点から、地域により多くの業者への発注を目的として、設計・施工分離の仕様発注方式を促進しているのです。 しかし、性能発注方式は、小規模工事を地域内業者に発注したい場合にこそ、大きな効果を発揮します。やり方が問題ですから、管区警察局環境情報通信部への会計検査院会計検査(平成13年茨城、平成17年福岡、平成20年と23年神奈川)で「適正に経理されている。」旨の講評を頂いた性能発注方式のやり方を以下に記載致します。ちなみに、会計検査の対象は、土木・建築工事を含めた大中小規模の警察情報通信システム整備工事でした。 要求水準書は、設計・施工上必要十分となる要求条件の記載が肝要です。予定価格は、書面決裁で選定した複数業者(候補業者は、従前からの設計業者や施工業者のいずれでもOK)に、要求水準書付の文書で見積依頼して、徴収した見積書の査定で予定価格を策定します。この際、見積書の日付、有効期限、宛先、件名、見積者氏名・捺印の確認と、要求水準書の要求条件について計上漏れが無いかの確認が肝要です。 以上を、吹田市への提言として具申致します。	性能発注方式の導入について、貴重な御意見ありがとうございます。 本市では、PPP/PFI手法導入に関する国の要請を踏まえ、吹田市PPP/PFI手法導入優先的検討基本方針を定めております。 本方針におきましては、建築物又はインフラ・プラントの整備などの公共施設整備事業のうち、建設、製造又は改修を含むものについては事業費の総額が10億円以上、また、運営等のみを行うものについては単年度の事業費が1億円以上の事業について、PPP/PFI手法の優先的検討を行っているところであります。 引き続き、市民に対するサービス水準の向上を図るため、効果的かつ効率的に公共施設の整備等を進めてまいります。 (担当:企画財政室)	契約検査室、企画財政室	R5.2.6	R5.2.20



令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21	いじめについて	<p>何度でも言いたいです。吹田市では重大いじめがあり、ニュースでも取り上げられ全国的にいじめの街で有名になりました。その後もあり、過去は悲惨ないじめが多発しました。子供達や保護者がどれだけ辛かったでしょう涙。大人の自分がいじめにあっていて心の傷は一生残ります涙。議会で議員さんが、子育てするなら吹田以外でと言う発言もされている位、いじめはなくなっていないと思われます。</p> <p>2018年からずっと吹田警察署等にも行き何かあるのであれば教えてほしい！とお願いしており、2023年1月9日吹田本署、1月12日豊津交番、江坂交番、1月30日片山交番、吹田駅前交番にも行き、何かあるのであれば教えてほしい！とお願いに行きました。交番の皆さん本当に真剣に書いてる用紙を読んで下さりました。話を受け入れて下さった事だけでも救われる気持ちでした涙。</p> <p>2020年12月吹田市長にSOSの手紙11枚を送っていますが、簡単な質問等に対して市長名で手紙を送られていますが、いじめにあってる報告をしているのにもかかわらず、市長名でお手紙もありません。いじめがエスカレートするばかりです。</p> <p>この状態では、吹田市に住む可愛い未来ある子供達が、誰もがいじめを経験する可能性があります涙。</p> <p>公務員の皆様、本当に吹田市からいじめを真剣になくそうと思っていますか？涙</p>	<p>本市では、人権課題を解決するため、講演会やパネル展の開催、法務局や教育委員会と協力して「人権教室」を開催するなど、様々な啓発活動を行っています。</p> <p>また、人権擁護委員と協力して人権相談を行っています。</p> <p>引き続き、市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまちをめざしてまいります。</p>	人権政策室	R5.2.6	R5.2.20